平成２５年（フ）第９２０号
広島市西区己斐上３丁目15番７号、開始決定時の住所広島市西区己斐本町１丁目16番８―301号
破産者　網川　裕子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０号
富山県滑川市荒町1614番地
破産者　安榮　　啓
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
徳島県阿南市那賀川町中島1338番地
破産者　木下　博史
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１３号
大分県杵築市大田沓掛1893番地１
破産者　酒井　孝典
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４９８号
仙台市宮城野区中野字田中110番地　仮設住宅１号棟３
破産者　熱海　哲夫
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
長崎県佐世保市吉岡町1037番地11　大久保ハイツ202号、破産手続開始決定時の住所長崎県佐世保市吉岡町1850番地18
破産者　黒澤　　博
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７５５号
仙台市若林区荒井字中在家47番地の１
破産者　齋藤　　均
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
北海道余市郡余市町黒川町18丁目20番地６
破産者　浅井　勇太
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３７２号
埼玉県川口市北原台２丁目12番25号
破産者　佐々木葉史
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４６号
埼玉県加須市土手１丁目13番13号
破産者　野本　敏廣
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５３号
名古屋市北区金城町３丁目１番地　アーバニア志賀公園四番街12棟601号、従前の住所三重県桑名市松ノ木８丁目10番地12
破産者　黒須　高司
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３６号
大阪府岸和田市額原町592番地　事業団住宅４棟101号
破産者　赤﨑　孝行
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
神戸市須磨区北落合２丁目11番15―706号
破産者　小川　雅実
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６３号
北海道名寄市西３条南５丁目14番地２　サンビルＢ303号
破産者　遠藤　　誠
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
北海道根室市定基町３丁目１番地
破産者　三上　良則
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第４７号
宮城県白石市南町１丁目６―14―６、住民票上の住所宮城県柴田郡柴田町大字葉坂字寺前77番地
破産者　関　　重吉
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５５６号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―111、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市木幡御蔵山39番地の799
破産者　岡本　成明
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係